

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川辺町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

川辺町長

公表日

令和7年1月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法(昭和40年8月18日法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。</p> <p>なお、番号法においては、別表に基づき、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>(1)母子保健法による保健指導 (2)乳幼児の訪問指導 (3)健康診査 (4)妊娠の届出 (5)母子健康手帳の交付 (6)妊産婦の訪問指導 (7)低体重児の届出 (8)未熟児の訪問指導 (9)養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務</p> <p>他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するにあたり、情報提供に必要な情報を中間サーバーに保存する。</p>
③システムの名称	健康管理(住民健診)システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1号(利用範囲)、別表項番70 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表 【情報提供】項番70 【情報照会】項番70 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 【情報提供】項番95.96 【情報照会】項番96.96
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岐阜県加茂郡川辺町中川辺1518-4 川辺町役場 総務課 電話0574-53-2511(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県加茂郡川辺町中川辺1518-4 川辺町役場 総務課 電話0574-53-2511(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる事務所に保管することを徹底している。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、チェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「川辺町個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する要綱」に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 運用では下記を徹底している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる事務所に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか確認している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民課長 馬場啓司	住民課	事後	
平成30年6月1日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	II しいき値判断項目 1 取扱人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署	住民課	健康福祉課	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民課長	健康福祉課長	事後	
令和1年6月1日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	II しいき値判断項目 1 取扱人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和7年1月21日		<p>母子保健法(昭和40年8月18日法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。</p> <p>なお、番号法においては、別表第一に基づき、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>(1)母子保健法による保健指導 (2)乳幼児の訪問指導 (3)健康診査 (4)妊娠の届出 (5)母子健康手帳の交付 (6)妊産婦の訪問指導 (7)低体重児の届出 (8)未熟児の訪問指導 (9)養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務</p> <p>他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するにあたり、情報提供に必要な情報を中間サーバーに保存する。</p>	<p>母子保健法(昭和40年8月18日法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。</p> <p>なお、番号法においては、別表に基づき、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>(1)母子保健法による保健指導 (2)乳幼児の訪問指導 (3)健康診査 (4)妊娠の届出 (5)母子健康手帳の交付 (6)妊産婦の訪問指導 (7)低体重児の届出 (8)未熟児の訪問指導 (9)養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務</p> <p>他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するにあたり、情報提供に必要な情報を中間サーバーに保存する。</p>	事後	
令和7年1月21日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	健康かるて(住民健診)システム、統合宛名システム、中間サーバー	健康管理(住民健診)システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和7年1月21日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)、別表第一項番49	番号法第9条第1号(利用範囲)、別表項番70 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	事後	
令和7年1月21日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二【情報提供】項番26、56の2、87【情報照会】項番70	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表【情報提供】項番70【情報照会】項番70 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令【情報提供】項番95.96【情報照会】項番96.96	事後	
令和7年1月21日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年6月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月21日	II しいき値判断項目 1 取扱人数 いつ時点の計数か	平成31年6月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月21日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		<p>十分である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる事務所に保管することを徹底している。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、チェックを行う。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月21日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】判断の根拠		<p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である</p> <p>「川辺町個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する要綱」に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。運用では下記を徹底している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる事務所に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか確認している。 <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	